

昨夏奈良に開催せられた全國保育大會における建議及請願と昨秋大阪に開催せられた關西連合保育會の建議の成文は左の通りである。

○幼兒保育機關の刷新振興に
關する建議及び請願

全國保育連合會

昭和二十三年十一月十二日

新しい日本を建設するためには、教育が根本であり、更にそれは乳幼児の保育にまでさかのぼることが、肝要であると信じます。終戦以來保育の重要性が、次第に一般社會に認識されて來ましたことは、當然のことながら喜ばしいことでもあります。昨春から本年にかけて、學校教育法及び兒童福祉法の公布、保育要領の公刊等によつて新時代に即した幼稚園及び保育所の制度、組織が一應整備され、又新しい保育の目的内容、方法等も指示されたのであります。然しながら、保育の今日及び將來における重要性を考えますとき、なお解決されなければならぬ諸問題が山積してゐるのです。われわれ保育者は、相携え相勵まして、乳幼児の福祉増進のために、

保育の實踐並に理論の研究に對して全力を傾倒すると共に、次に掲げる諸施策が、幼兒保育機關の刷新振興を圖るためには、是非實施さるべきであると、去る七月末奈良において開催しました第二回全國保育大會において、全國各地より約五六百名の參集を得て、満場一致議決したのであります。依つてこゝに保育者一同の聲を次の形において、建議及び請願致します。再建日本の幼兒教育の將來に思いを至され、即刻且つ強力に實施に移されるよう特に要望する次第であります。

一、建 議

- 一、市(區)町村に幼兒保育機關設置の義務を負わしめると。
- 二、幼稚園教育の義務制を實施すること。
- 三、文部省内に幼稚園課を設けること。
- 四、(一)大學(國立女子大學及び都道府縣内の教員養成大學を含む)に保育専攻の課程を設けること。但し當分の間は修業年限二年の保育専修の課程をも大學に附設すること。
- (二)高等學校卒業を入學資格とする修業年限二年の保育者養成機關を認めること。
- 五、四の(一)(二)の修了者に對しては幼稚園教諭並に保育所保育の資格を與えること。
- 六、幼稚園に養護教諭を置くこと。
- 七、保育所に對する兒童福祉法の實施運用に當つて左の四點

に留意すること。

(一) 保育所の規定(法第三十九條)を兒童福祉の趣旨にかなうよう廣い巾をもたせて解釋し地域の實情に應じて取扱うこと。

(二) 保育所の最低基準令についても實際に即した運用をなすこと。

(三) 民主的な團體による保育所の設置に對しては公營に準じた經濟的補助及びその他適當なる措置を講ずること。

(四) 右に關して重要な役割をもつ地方兒童福祉委員會の構成及び運営を民主的にすること。

八、保育所保育母の待遇を改善すること。

九、公立保育機關の職員俸給費は全額都道府縣費支辨とする。

右建議致します。

建議理由書

一、市(區)町村に幼兒園育機關設置の義務を負わしめること。

現在幼稚園及び保育所を経て小學校に入學する幼兒は、就學兒童の僅か一割五分にも足りないであります。幼兒園育の新しい地位、幼兒の福祉増進の必要、婦人の社會進出への要請、家庭生活の合理化、家庭教育の現狀等を考へるとき、乳幼兒保育機關の普及擴充を圖ることが、今日の急務の一であり、而もそのための効果的な手段は、全國の市

(區)町村にもれなく保育機關設置の義務を負わしめることとあります。

二、幼稚園教育の義務制を實施すること。

教育刷新委員會においても、一昨年就學前一年の保育を義務制にすべきことを決議してありますが、これをわが國保育界の多年に亙る要望であります。幼兒の福祉増進、保育機關の民主化、初等教育の根本的改革を圖るためには全幼兒の就學前一年の保育を義務となし新しい幼稚園教育を施すことが必要であると考へるのであります。この際保育機關の普及充實を圖り、義務制實施への施策を即刻進むべきと思ふのであります。

三、文部省内に幼稚園課を設けること。

幼稚園は從來文部省内の學校教育局初等教育課において所管されて來ましたが、幼兒教育の刷新振興を圖るためには、甚だ不十分であります。幼稚園の發展の遅々たる原因の一つはこれに基くともいふ得ましよう。保育所のためには、厚生省兒童局に保育課を設け、保育所の普及整備に力を盡しているのに倣い、文部省においても幼稚園課を新設し、幼兒教育の刷新振興のために地方に移讓された保育の連絡指導に一段と努力されたいのであります。

四、(一)大學(國立女子大學及び都道府縣内の教員養成大學を含む)に保育専攻の課程を設けること。

但し當分の間は修業年限二年の保育専修の課程をも大學に附設すること。

幼児の教育及び乳幼児の保護に關する研究、調査は、残念ながらわが國において非常におくれています。大學、特に國立女子大學や都道府縣内の教員養成大學においても、兒童學及び保育學の講座を新設して、その研究を進めることが必要不可欠と思います。かくして深い研究と教養を身につけた者が保育の實際面にも進出してくれることが期待されるのです。然しながらそれによつて、現在並に近い將來保育者の需要を充すことの困難が豫想されるので、當分の間に限り修業年限二年の保育専修の課程をも大學に附設すべきと思うのであります。

(二) 高等學校卒業を入學資格とする修業年限二年の保育者養成機關を認むること。

從來保育者養成の機關は大部分私立の施設にまかせていたこと及び保育者養成機關をも暫定的には、認められたいのであります。

五、四の(一)(二)の修了者に對しては幼稚園教諭並に保育所保育の資格を與えること。

四の(一)(二)の學校の修了者に對して、幼稚園教諭の資格が與えられることは當然であります。そのみでなく、豫め講座及び課程を然るべく按配して、保育所保育の資格をも併せ與えらるべきと思ひます。

六、幼稚園に養護教諭を置くこと。

學校教育法中の幼稚園保育の目標第一は、實に幼児の健康に關することであり。幼児期は特に病氣に罹りやす

く、怪我もしやすく、又幼稚園の如き幼児の集團生活においては、傳染病も多いのであります。而も不健康は幼児のその後の心身發達にも影響するところ頗る大なのでありますから、小學校以上に必要と思はれる養護教育を幼稚園に置き得るよう早急に定められたいのであります。

七、保育所に對する兒童福祉法の實施運用に當つて左の四點に留意すること。

兒童福祉法の適用實施について保育所においては、寧ろその普及促進を妨げるような事態にも當面してゐることは遺憾であります。従つて特に前述の四點について、適切な取計らいを希望するのであります。

八、保育所保育の待遇を改善すること。

保育所保育と幼稚園教諭とは、その資格が或る意味では同一となつたのであります。勤務實質面においては、前者が後者よりその負擔が過重であつて、而も保育所保育の待遇は、一般に待遇の悪いといはれてゐる幼稚園教諭より更に低く、乳幼児の保育に専心することが、誠に困難な事情にあります。従つて保育所保育の給與の實態を正確に調査の上、その待遇を實質的に改善する措置を直ちに講ぜられたいのであります。

九、公立保育機關の職員俸給費は全額都道府縣支辨とする

こと。
保育機關の重要性に對する認識がなお不充分であつたと、従つて公立保育機關も十分に普及充實しておらず、又

都會地にそれが偏在していたために、その職員の俸給費も從來市町村費支辨でありました。然し乳幼児教育の時代的意義にかえりみ、保育者の自主性を確立し、又職員の特遇を適正ならしめるためには、公立幼稚園及び公立保育所の職員の俸給費は市町村の手を離れ、全額都道府縣費支辨となすべきが正當と考えられるのであります。これ本建議を提出する所以であります。

二、請 願

- 一、幼児の福祉増進のため幼稚園及び保育所關係者を歐米各國に派遣すること。
 - 二、幼稚園教諭に保育所保母の資格を、保育所保母に幼稚園教諭の資格を與えること。
 - 三、保育機關に對し、給食物資、衣料、保育用品、保育資材等を正規ルートによつて配給すること。
 - 四、都道府縣及び五大都市に幼稚園專任の指導主事を置くこと。
 - 五、保育所に巡回保健婦を置くこと。
 - 六、授乳児童保育料を本年四月一日にさかのぼり交付されたこと。
- S.M.U.
右請願致します。

請 願 理 由 書

一、幼児の福祉増進のため幼稚園及び保育所關係者を歐米各

國に派遣すること。

戰爭以來長く歐米の幼児保育界から隔離され、先進國の乳幼児教育保護の現狀については殆ど知ることが出来ませんでした。幼児保育の振興のため、延いて幼児の福祉増進のため、幼稚園及び保育所關係者をして歐米先進國の幼児保育の現狀を視察せしめ、又世界各國に留學せしめることは、今日極めて緊要なことと思ひます。従つてかゝる機會を是非關係者に特に若い婦人にも與えられたいのであります。

二、幼稚園教諭に保育所保母の資格を、保育所保母に幼稚園教諭の資格を與えること。

保育關係者によつて、保育事業（幼稚園及び保育所）の一元化が多年に互り要望されて來ました。然るに新時代に即した保育においても制度的には學校教育法と児童福祉法とに二元的に定まりました。然し對象としての幼児にしても又その保育内容においても、幼稚園及び保育所は共に殆ど共通で大差ないのでありますから、特別な講習その他の措置を講じ、現幼稚園教諭に保育所保母の資格を、現保育所保母に幼稚園教諭の資格を與え得るよう配慮されたいのであります。

三、保育機關に對し給食物資、衣料、保育資材等を正規ルートによつて配給すること。

從來保育機關に對しての諸物資、資材の配給は、極めて不十分であり、場合によつては、忘れられることもありまし

た。それが保育機關の運営、復興、新設に當つて惡條件を倍加してゐました。従つて保育機關の幼児數をも含めての需給配給計畫を樹立されて、保育資材、給食物資、衣料、藥品、保育用品中特に樂器、机、椅子、遊具、クレオン、紙等を正規ルートにより、保育機關に適確に配給されたいのであります。又學校において免稅の物は、保育機關においてもさう取扱わるべきと思ひます。

四、都道府縣及び五大都市に幼稚園專任の指導主事を置くこと。今回教育委員會の發足によつて教育が地方に委譲されることになりました。そして都道府縣及び五大都市の教育委員會の事務局には、指導主事が置かれる筈ですが、從來不振であつた幼児教育の刷新振興のために又保育が特殊な學校教育であることに基づき、他の學校と兼務でない専門の指導主事を置く必要があると考へますので、是非然るべく考慮されたいのであります。

五、保育所に巡廻保健婦を置くこと。
兒童福祉法に基づいて保育所に保健婦を置くことになつたことは、乳幼児の健康増進に大きな役割を果すことと喜ばしく思ひます。然しながら各保育所ごとに保健婦を置くことは、經費上から現状では、極めて困難に思はれますので、巡廻保健婦に保育所を巡廻せしめる制度を是非設けられたいのであります。そのため市町村の保健所の保健婦を定期的に巡廻せしめるよう措置せられることも一方法であるかと考へます。

六、授護兒童保育料を本年四月一日にさかのぼり交附されたこと。

保育所の整備充實のために、兒童福祉法によつて保育所も認可を受けることになりました。然し種々の事情でその認可の手續がおくれている所も相當數あるようです。その場合四月から授護乳幼児の保育料が交附されず、従つて經營上困つてゐる保育所があるのです。かような保育所の授護兒童の保育料をば本年四月にさかのぼつて是非交附されたいのであります。

これ本請願を提出する所以であります。

○幼児教育の向上發展に

關する建議書

關西連合保育會

建議

- 一、幼児教育機關の設立を義務制にせられたい。
 - 二、幼稚園の教官を大學に於いて養成せられたい。
- 我が國再建の基礎は教育力によつて決定せられるのであります。しかも教育の基礎である幼児教育の向上發展の如何がその決定を左右するものと確信いたします。